



お役立ち法律トリビア

—行政書士安田大祐とゆかいな仲間たちがお送りする—

3分で読める! リブレ速報 focus

働き方改革!

【いつもあなたのコンシェルジュ】

011-213-0978

info@sapporo-libre.com

どのように変わっていくの?

最近ニュースでも話題になっている『働き方改革』について概要を説明させていただきます! 現時点ではまだ法律案のみですが、早いもので2019年4月から変更になる部分があります。

そもそもなんで考えられたの?

現代社会の環境は...

- ①人口減少↓ 労働力人口↓ ←今のままだと、2105年には日本の人口が4500万人に減少の予測も!
- ②欧州諸国に比べ、労働時間が長い ←働き手を増やして長時間労働の解消を!
- ③日本は長寿国 65歳以上は人口比率約30% ←高齢者の就労を促進して労働生産性のUPを!
- ④労働者1人あたりで生み出す成果の労働生産性の減少

一億総活躍社会に向けた改革!



という背景より、労働者がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できるような社会を実現する働き方を推進するために考えられているということになります。



【働き方改革の概要】

① **残業時間の上限制限** [大企業 : 2019年4月から]
[中小企業 : 2020年4月から]

年720時間
月100時間(休日労働含む)
2~6ヶ月の平均80時間(休日労働含む)



多様で柔軟な働き方を!

② **有給取得の義務化** [2019年4月から]

有給休暇が年10日以上ある労働者について、うち5日の取得を企業に義務付け

労働者が働きやすい環境を!
有給休暇取得率UPで業績UPした会社も!



③ **勤務間インターバル制度** [2019年4月から]

前日の終業と翌日の始業の間に一定の休息時間を確保する「勤務間インターバル制度」の普及促進に務める
過重労働による健康被害から労働者を守る!



④ **割増賃金率の猶予措置の廃止** [2023年4月から]

残業時間が月60時間を超えた場合にかかる50%の割増賃金率について、現在中小企業に適用している猶予措置を廃止

会社の規模を問わず割増賃金率が50%に!

⑤ **産業医の選任義務がある事業場の産業医の機能強化** [2019年4月から]

産業医に従業員の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付け

労働者の健康管理を強化!



⑥ **同一労働同一賃金** [大企業 : 2019年4月から]
[中小企業 : 2020年4月から]

正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止

非正規社員のモチベーションUP!



担当板垣です



これらが現在法律案として提示されている概要です。来年4月から義務付けられるものもありますので、今からでも労働者の管理の方法を考えるのも良いかもしれませんね!

新しい仲間が増えました！



【生年月日】

1979年11月20日
(さそ座)

【血液型】 【動物占い】

O型 ペガサス

自由気ままで大雑把な性格！
行動は早いかも？
他の血液型と間違われることは皆無な【THE O型☆】

【出身】

秋田県
由利本荘市秋田といえば！
「酒」「なまはげ」「きりたんぼ」
「しょっつる鍋」などなど！
でも・・・実家の周りには田んぼ
と畑、川と山でした
(=o=;)

小松です！
これからよろしく
お願いします！



【略歴】

金融関係の会社で営業を3年
経営者団体の事務局で11年様々なセミナーや研修会の企画実施、
社員教育や事業継承等の相談対応、
産学官連携実務等を経験しました。様々な規模や業種の経営者(経営
幹部)の方が大半で、学ぶ点が
たくさんありました！

【趣味①】

キャンプ

今は息子の少年野球のため、
実行回数は限られていますが、
我が家の「短期的なお引越し」
的なキャンプが
大好きです！

事務所ニュース

2. 小松(行政書士部門)コメント

2018年6月から、札幌リブレ行政書士法務事務所の一員に加えていただきました。よろしくお願いたします。

関わる皆様はもちろんのこと、自分自身も成長できると思い入社しました。これから専門的な知識を習得することはもちろんのこと、関わる皆様の想いを実現できるような関係性を築いて行きたいと思っております！

3. 代表安田のつぶやき

健康面については、割と気合で風邪ひかないタイプの私ですが、先日、我が子が保育園でゲットしてきた病原体(?)により咳ゴホゴホ太郎になってしまい、その後お世話をする妻にうつり、最終的には、進化を遂げて最強バージョンになって私のところにウイルスがやってきました。結果、体は元気なのに、声が全く出ずということになってしまい…『風邪は気合では防げない』ということを学んだのでした。(チーン)

【事務所データ】

札幌リブレ行政書士法務事務所 (代表・行政書士 安田大祐)

住所：〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2丁目8番6号札幌ユニオンハイツ5F

電話：011-213-0978 / メール：info@sapporo-libre.com / HP：http://www.sapporo-libre.com

【取扱業務】

▼企業支援 (法人設立…株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人など/許認可申請など)

▼介護事業・福祉事業開業支援 (デイサービス、訪問介護、ケアマネージャー、障害者の就労支援事業所の開業手続きなど)

▼外国人ビザ・滞在手続き支援 (在留資格に関する手続き/外国人が日本に適法に滞在するための手続き)

札幌リブレ

検索

